

住改修 新築 中古 住宅 奨励金

《平成30年度受付開始》

住環境の向上と定住の促進を図り、活力ある町づくりを推進するため、町内に持ち家を建設する方、又は改修する方等に対して奨励金を交付します。

住宅改修

住宅改修奨励金を希望される方は、受付期間内に申し込みが必要で

住宅新築

●対象となる改修工事、区分

①町内建設業者が請負う改修工事で、奨励金交付決定前に着工していない工事

②改修に要する費用が50万円（消費税額等含む）以上

③住宅の増築、改築、住宅の耐久性を高めるための改修工事、塗装、補強、住宅の居住性を高める改修工事、環境負荷低減に資する改修工事など
※詳しくは下記担当へお問い合わせ、又は、町ホームページをご覧ください。

③場所 建設課住宅グループ

（役場2階中央付近）

●新築必須要件 60万円

※一度、住宅改修奨励金の交付を受けている住宅は、申し込みできません。

①床面積80㎡以上、10年以上の定住を確約

※申込書は町ホームページからもダウンロードできます。



②住宅の品質確保等に関する法律第3条に規定する日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の「断熱等性能等級」に示された「等級4」を満たすこと

●加算要件

①奨励金の額は、改修費用の20%で、50万円が限度です。
②建築後10年以上を経過した住宅の改修工事で、改修後10年以上の定住を確約される方を対象とします。
③予算の範囲内での実施のため、申込者多数の際は抽選となる場合があります。

①申請時に同居する中学生以下の子供がある場合 20万円
②町外に2年以上住まれた方が持ち家を建設する場合（転入後1年以内に申請する場合を含む） 20万円
③町内の業者に発注する場合 50万円
④住宅性能表示基準、評価方法基準の「高齢者等配慮対策等級」に示す「等級3」バリアフリー住宅基準を満たす

●中古住宅購入に対する奨励金額
建物の固定資産税課税標準額が150万円以上の中古住宅を購入した場合が、奨励金の対象となります（課税標準額は、固定資産税の納付書に記載されています）。
奨励金の額は、30万円です。
※売買後1年以内の申請が必要です。

中古住宅

- ⑤ 北海道内の森林から産出され、町内で生産又は製品化された木材（地域材）を10㎡以上使用した場合 20万円
 - ⑥ 北海道内で森林管理認証された木材を1㎡以上使用し、COC認証を取得した業者が施工した場合、1㎡当たり3万円。加算要件⑤との併用可（使用量については小数点以下切捨て） 上限40万円
- ※必須要件の60万円に、該当する加算要件を加えた額が、奨励金額となります。
※工事着手前に申請が必要です。

お問い合わせ・申し込み先
建設課 住宅グループ
☎76-2151
（内線252、255）

お問い合わせ・申し込み先
建設課 住宅グループ
☎76-2151
（内線252、255）

津別町 空き家等撤去 促進事業

空き家・廃屋を自主的に取り壊す方に 費用の一部を助成します

■対象となる家屋

全国的にも空き家や廃屋の増加が、深刻な問題となつていきます。

◆ 居住者がおらず、十分な管理がされていないこれらの家屋は、町の景観を損ねるほか、倒壊の恐れや治安の悪化が心配されています。

◆ 町では、良好な生活環境を守り、美しい景観向上のための取り組みとして、今年度もこのような家を自主的に取り壊す方に費用の一部を助成する「津別町空き家等撤去促進事業」を実施します。

■対象となる金額・補助額

対象となる工事金額は50万円以上です。補助額は、工事金額の2分の1とし、50万円を上限とします。実質の補助額は、25万円から50万円となります。なお、申請する場合、業者からの見積書が必要となりますので、申請前に必ず業者へ相談し、見積書を取ってください。

■受付期間

①期間 平成30年4月2日（土）日・祝日を除く
②時間 午前8時30分から午後5時15分（正午～午後1時を除く）



■対象となる所有者

町内在住の有無や個人・法人を問いません。所有者が代理の方に申請を依頼する場合は、委任状等の書類が必要となります。

■対象となる事業

津別町内の業者が取り壊しを行う場合が対象となります。町外の業者が請け負うもの、また、個人が行うものは対象となりません。

空き家等撤去促進事業

Q & A

- Q 建て替えを目的として、古い住宅を壊した場合、対象となる？
- A 住宅の建て替えを行うための取り壊しは対象外です。
- Q 取り壊すと固定資産税が上がる、と聞いたのだが？
- A 住宅の建っている土地は、税の軽減措置がされているので、住宅を取り壊した場合、土地の税額が上がる場合もあります。詳しくは、税務担当にご確認ください。
- Q 申請に必要な書類は？
- A 申請書類一式は、役場の担当課にあります。業者からの工事見積書も必要なので、まず、町内業者に相談してください。